

令和7年度 第3回行政会議 会議録

日 時	令和7年6月2日(月)午前10時00分～
場 所	行政会議室
出 席 者	別添「令和7年度第3回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	5月29日付けで、8人の部長級職員から教育長宛の具申書が提出された。内容は、いまだ令和7年度一般会計予算の成立に至らない現状の打開策として、早急に人事異動を行い、教育委員会としての体制を改めていただきたいというもの。現状を打開したいという思いは私と教育長も同じであり、これまでも対応に苦慮してきたところ。具申書を提出する前にコミュニケーションが取れなかったことは非常に残念。人事異動については、これまでも関係職員で議論してきたが、議会の要求に応じるのは難しい。これまで人事異動について、部長級職員から私や教育長に意見の申出がなかった中で、具申書が提出されたことは非常に残念であり、教育長の任命責任にも触れていることは異例であり、部長級職員の職責からは行き過ぎた対応だと考える。議会対応は、非常に苦労するが、これからも鋭意努力して調整をしていく。 5月30日の本会議でも予算は成立せず、6月13日まで延長されることとなった。職員の皆さんには苦労をかけて申し訳ない。7月から9月までに執行予定の義務的経費を中心に編成した暫定補正予算第2号は議決をいただいた。この予算審議が長期化している現状を踏まえ、当初予算の修正案を出したが、審議をしてもらえていない。1日も早く市政を正常化できるよう私自身も議会としっかり調整していきたいと思うので、職員の皆さんも一枚岩となって議会対応してもらいたい。

【議会提出予定案件】

< 条例 >

案 件	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	改正の趣旨は資料に記載のとおり。 他の地方公共団体を退職し、職員採用試験により本市職員となった場合は、これまでも在職期間を通算しない運用を行ってきたが、このたび条例に明記するもの。また、大阪府との人事交流のように、相互了解のもとに行われる計画的な人事交流によるものに限り、他の地方公務員等の在職期間を本市在職期間に通算することも明記する。 施行期日は、公布の日。

案 件	守口市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	改正趣旨は資料に記載のとおり。 対象の職員に対し、仕事と育児との両立に資する制度等の案内や意向確認などを講じることについて明記するもの。 施行期日は、令和7年10月1日。

案 件	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	育児部分休業について、国の制度改正に伴い、本市でも取得パターンを追加するために改正するもの。これまでは1日につき2時間を超えない範囲内で、勤務時間の始めまたは終わりに限り取得可能であったが、1日単位での取得や中抜けで2時間取得など、取得できるパターンを追加する。ただし、取得した期間については、現行と同様に無給。 施行期日は、令和7年10月1日。
質 疑 等	(増田健康福祉部長) 「10日相当時間数の範囲内」とは、1日の勤務時間は7時間45分で計算する認識でよいか。 (上甲総務部長) そのとおり。

案 件	守口市市税条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	令和7年度税制改正に伴い、対応が必要となるため改正するもの。 個人市民税について、特定扶養控除(給与収入が123万円以下である、19歳以上23歳未満の扶養親族が対象)に加えて、特定親族特別控除(給与収入が123万円超188万円以下である、19歳以上23歳未満の親族等が対象)が追加された。 たばこ税について、加熱式たばこの課税方式を重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものは1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みに変更する。段階的に令和8年4月1日、10月1日と引き上げていくもの。その他の整備は資料のとおり。

案 件	守口市工場立地法に基づく準則を定める条例案について
説 明 者	田中市民生活部長
提出資料	有
内 容	工場立地法では、一定規模の製造業等の工場を設置する事業者に対し、敷地面積に対して一定基準を超える緑地及び環境施設を確保するよう義務付けている。一方、これらの基準について、国の定める範囲内において、条例制定より、市独自の基準を設けることができる。 市内既存工場の建替えのための設備投資等の促進等により、本市工業の更なる振興を図ることを目的に、本市独自の基準を設けることとし、守口市工場立地法に基づく準則を定めるもの。具体的な内容は、資料に記載のとおり。 施行期日は、公布の日。

案 件	守口市下水道条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	能登半島地震で、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身も被災したことにより、排水設備等の復旧が遅れることとなったことを踏まえ、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、標準下水道条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。 改正内容は、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に排水設備工事を施工させる必要があると認めるときは、他の市町村長の指定を受けた者であっても、工事を施工することができることとするもの。 施行期日は、公布の日。

案 件	守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会条例案について
説 明 者	原田教育監兼教育部長
提出資料	有
内 容	令和7年3月に策定した「守口市立中学校等給食実施方針」に基づき、令和8年度からの中学校等給食における全員喫食制の導入に向け、鋭意取り組んでいるところであり、令和8年度2学期からの給食提供開始を目指し、給食調理業務委託事業者を新たに選定する必要がある。 民間事業者のノウハウ等を活用し、より良い事業展開を図るため、公募型プロポーザルにより事業者を選定することとし、専門知識を有する学識経験者等から構成される守口市立中学校給食調理業務委託事業者プロポーザル選定委員会を設置するため条例を制定するもの。所掌事務や委員は資料のとおり。 施行期日を公布の日、失効期日を令和8年3月31日限りとする。

案 件	守口市水道条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	小瀨水道事業管理者
提出資料	有
内 容	能登半島地震の際、各被災地域において、地元の給水装置の指定工事事業者が不足し、宅内配管の復旧作業が長期化したことを踏まえ、国土交通省より、災害その他非常の場合、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事を可能とする技術的助言の通知があり、本市においても同様の改正を行うもの。 また、給水装置工事に係る手数料は、現在、申込みの際にそれぞれ納付していたものを一括納付できるようにするなど、給水装置工事申込者の利便性の向上を図るとともに、既納している手数料は原則還付しないことを追記するもの。 施行期日は、公布の日。

案 件	守口市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例案について
説 明 者	小瀨水道事業管理者
提出資料	有
内 容	国において、建設業法施行令の一部が改正され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件中、引用している建設業法施行令に条ずれが生じたため、規定整備を行うもの。 施行期日は、公布の日。

<契約>

案 件	弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備工事請負契約の締結について
説 明 者	長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監
提出資料	有
内 容	弥治右衛門碑前公園及び藤田西公園再整備工事について、5月26日に入札を行い、入札参加者 38 者の中から、株式会社久本組が落札したため、議会の議決をいただくもの。

<補正予算>

案 件	令和7年度守口市一般会計補正予算(第4号)について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	「1 歳入歳出予算の補正」については、次のとおり。 ・「収納済通知書データ化等処理業務標準化対応事業」は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年1月から実施する

	標準化に係る納付書のレイアウト変更に伴うシステム改修を行うために補正するもの。 ・「生活保護システム改修事業」は、令和7年 10 月から実施される生活保護基準の見直し等に伴うシステム改修を行うために補正するもの。 ・「新型コロナワクチン定期接種事業」は、令和7年度接種分について、府通知により財源が確定したことから、接種に要する費用を補正するもの。 ・「水道会計繰出事業」は、水道管路耐震化事業に係るもので、総務省の定める繰出基準の算出方法が変更となったことから、一般会計負担分として繰出金を追加するため補正するもの。 ・「金下貸店舗跡地広場整備事業」は、市が所有する金下貸店舗跡地について、地元商店街との意見交換や協議内容も踏まえ、商業振興に資する用地として活用することとし、整備費用を追加するため補正するもの。 ・「守口市立小学校等給食費無償化事業」は、給食物資の価格高騰に伴い、現在の給食費では、令和7年度2学期以降の適切な給食提供が継続できないことから、1食当たりの給食費を 30 円引き上げることとし、無償化に係る補助金に不足が生じるため補正するもの。 ・「全員喫食制中学校給食導入事業」は、本年3月に策定した実施方針に基づき、給食調理業務委託事業者を新たに選定するためのプロポーザル選定委員会の委員報酬並びに中学校5校の給食施設を改修するための実施設計業務委託等を実施するため補正するもの。 補正前後の歳入歳出予算総額は、資料記載のとおり。 「2 地方債の補正」については、必要な借入限度額を変更。
質 疑 等	(小濱水道事業管理者) 関連だが、水道事業での共同取水施設の撤去工事について、新たに地下埋設物が確認され、予定していた工事内容を変更せざるをえない状況。その取扱いについて、大阪広域水道企業団と整備計画の変更について協議が一定整ったため、撤去工事を2か年計画として予算変更を行うとともに、一般会計から水道事業会計の繰出金増額に伴う歳入補正のための事務を進めているところ。 (尾崎企画財政部長) 水道事業会計の補正予算が追加で出てくるということか。 (小濱水道事業管理者) そのとおり。現在、調整中。

案 件	令和7年度守口市特別会計介護保険事業補正予算(第1号)について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	介護保険システムについては、現行システムベンダから令和8年1月の標準化移行は困難であることが示されている。一方、滞納管理システムについては、

	令和8年1月に標準化準拠システムへ移行予定であり、移行後の滞納管理システムとの連携するためには、現行の介護保険システムの改修が必要となることから、過渡期連携対応業務委託（滞納管理システム対応分）を実施するもの。 予算内容については、資料記載のとおり。
--	--

【報告】

報 告	令和7年国勢調査指導員の選出依頼について
説 明 者	上甲総務部長
提出資料	有
内 容	依頼時期は6月中旬頃を予定。調査指導員の必要人数は137人であり、部毎に人数を割り振り、選出依頼予定。対象職員は、主任級以上の職員であり、過去に主任級以上であった再任用職員も対象。任命期間は資料記載のとおりで、事務日程は、8月下旬に説明会を実施後、実際には10月下旬から11月下旬にかけて業務を行っていただく。報酬は、一律約6万円。 調査員については、現在、一般市民等に公募等をしているが、並行して6月中旬に職員に対しても募集を行う。7月上旬時点で必要人数に達しなかった場合は、部毎に選出をお願いする予定なので、その際はよろしく願います。なお、前回の調査時には、約100人に調査員をお願いした。
質 疑 等	（長田理事兼都市整備部長事務取扱兼学校施設整備監） 休日に業務を行うこともあるのか。 （上甲総務部長） ある。執務時間中に調査員が資料を持参することもあり、様々。

報 告	さくら小学校校舎増築工事について
説 明 者	原田教育監兼教育部長
提出資料	有
内 容	令和7年5月1日付けで、本件に係る条件付き一般競争入札を公告。公告内容の概要は、資料記載のとおり。5月30日に開札。6月4日に落札事業者と仮契約を締結し、次回の市議会定例会に追加提出する予定。

【その他】

そ の 他	—
説 明 者	瀬野市長
提出資料	無
内 容	6月13日まで会期延長され、暫定予算による行政運営が長期化しており、職員の皆さんには苦勞をかけるが、引き続きよろしく願います。